

大阪広域水道企業団告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定により、大阪広域水道企業団の業務に係る公金の出納の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり定め、平成29年4月1日から実施した。

なお、平成23年大阪広域水道企業団告示第3号（出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）は、平成29年3月31日限り廃止した。

平成29年4月3日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

1 出納取扱金融機関

金融機関名	取扱事務の範囲
株式会社りそな銀行	水道用水供給事業、四條畷水道事業、太子水道事業、千早赤阪水道事業及び工業用水道事業における出納の事務の一部

2 収納取扱金融機関

金融機関名	取扱事務の範囲
株式会社みずほ銀行	水道用水供給事業、四條畷水道事業及び工業用水道事業における収納の事務の一部
株式会社三菱東京UFJ銀行	水道用水供給事業、四條畷水道事業、太子水道事業、千早赤阪水道事業及び工業用水道事業における収納の事務の一部
株式会社三井住友銀行	水道用水供給事業、四條畷水道事業、太子水道事業、千早赤阪水道事業及び工業用水道事業における収納の事務の一部
株式会社京都銀行	四條畷水道事業における収納の事務の一部
株式会社近畿大阪銀行	水道用水供給事業、四條畷水道事業、太子水道事業、千早赤阪水道事業及び工業用水道事業における収納の事務の一部
株式会社池田泉州銀行	水道用水供給事業、四條畷水道事業、太子水道事業、千早赤阪水道事業及び工業用水道事業における収納の事務の一部
株式会社南都銀行	四條畷水道事業、太子水道事業及び千早赤阪水道事業における収納の事務の一部
株式会社紀陽銀行	四條畷水道事業における収納の事務の一部
株式会社関西アーバン銀行	水道用水供給事業、四條畷水道事業、太子水道事業、千早赤阪水道事業及び工業用水道事業における収納の事務の一部
大阪信用金庫	四條畷水道事業における収納の事務の一部
大阪厚生信用金庫	四條畷水道事業における収納の事務の一部

大阪シティ信用金庫	太子水道事業における収納の事務の一部
枚方信用金庫	四條畷水道事業における収納の事務の一部
成協信用組合	四條畷水道事業及び太子水道事業における収納の事務の一部
のぞみ信用組合	四條畷水道事業における収納の事務の一部
近畿労働金庫	四條畷水道事業及び太子水道事業における収納の事務の一部
大阪南農業協同組合	太子水道事業及び千早赤阪水道事業における収納の事務の一部
大阪東部農業協同組合	四條畷水道事業における収納の事務の一部
北河内農業協同組合	四條畷水道事業における収納の事務の一部
株式会社ゆうちょ銀行	四條畷水道事業、太子水道事業及び千早赤阪水道事業における水道料金並びに下水道使用料に係る収納の事務の一部（ただし、取扱店舗については、近畿2府4県に所在する各支店又は各郵便局とする。）